

令和３年度企業向けＵ・Ｉターン就職取組強化事業 仕様書

１ 事業目的

若者の県内企業への就職・定着を促進するため、県内中小企業を対象に、効果的なインターンシップの実施や若者に選ばれる企業づくりの支援を行い、県内にＵ・Ｉターン就職をしやすい環境づくりを進めることを目的とする。

２ 契約期間

契約日から令和４年３月２５日（金）まで

３ 事業内容

以下の事業を実施するものとする。なお、実施の際は、各項目を関連付けたり、商工団体等と連携したりするなど、本事業がより効果的に行われるよう実施すること。

（１）インターンシッププログラム作成支援の実施

インターンシッププログラムの作成支援等を求める県内中小企業等を募集し、応募のあった企業等に対し支援を実施する。

- ①実施企業数：１０社以上
- ②実施回数：２０回以上（１社あたり２回程度）
- ③１回あたりの時間：２時間程度（目安）
- ④開催場所：三重県内各地

（２）インターンシッププログラム報告会の開催

例えばインターンシッププログラムの作成を支援した企業の中で、特に優れた取組を行った企業の報告や、インターンシップの意義や効果等の講義・講演、マッチング会を行うなど、当報告会の内容を、県内企業がインターンシップを実施する際に活用できる内容とする。

- ①実施回数：１回以上
- ②開催場所：三重県内（集合型やオンライン開催など）
- ③開催時間：２時間程度／回
- ④集客目標：県内企業や商工団体、各種団体、大学等の担当者、インターンシップ参加学生等を対象とし、合計３０社・団体以上、または、合計５０名以上。

（３）企業の採用力強化セミナーの開催

若者に選ばれる企業となるため、自社の魅力発信や効果的な求人広告の作成、インターンシップの実施、Ｕ・Ｉターン採用に関するノウハウを伝える等、採用力の強化に向けたセミナーを開催する。

- ①実施回数：4回以上
- ②開催場所：三重県内（集合型やオンラインによる開催）
- ③開催時間：2時間程度／回
- ④集客目標：県内中小企業・各種団体等 合計のべ80社・団体以上。
※各回少なくとも2社が新規参加企業（令和2年度に本セミナーに参加していない企業。参加企業リストは、受託後提示します。）となるよう、新規開拓すること。

※インターンシッププログラム作成支援の参加企業を含めても良い。

（4）別途県が運営する“「みえ」のインターンシップ情報サイト”への掲載時におけるインターンシッププログラム内容添削等

以下について、案件の都度、受託者の営業時間内において対応すること。

- ①企業がサイトの入力フォームより入力した内容が、別途定める掲載基準に基づいたインターンシッププログラムとなっているかを確認し、必要に応じて添削や修正依頼を実施し、サイトへの本登録を行うこと（掲載基準は受託後提示します）。
- ②企業が内容入力をする際の操作方法や内容に関する相談等の支援を実施すること。（受託後サイト操作マニュアルを提供します）

4 留意事項

（1）本事業のターゲット企業について

- ①三重県内に本社又は事業所を有する企業、法人等とし、中小企業（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定するもの）を優先すること。なお、大企業・中堅企業等大規模企業の参加は妨げないものとする。
- ②「みえの企業まるわかりNAVI」や、三重県（以下、「県」という。）が表彰や認証を行っている企業等の情報を参考とすること。

（2）インターンシッププログラム報告会の開催

次の①～⑤を踏まえた内容とする。

- ①会議室の予約、当日の会場設営、受付およびセミナーの進行等運営（※開催場所等については、別途県と協議すること。）
- ②インターンシッププログラム作成支援企業における優良事例の紹介
- ③インターンシップの意義や効果等の講義・講演の実施
- ④その他、県内企業におけるインターンシップの実施に有効であると考えられる内容
- ⑤当日配布資料の印刷等必要な事務

(3) 採用力強化セミナーの開催

次の①～③を踏まえた内容とする。

- ①会議室の予約、当日の会場設営、受付およびセミナーの進行等運営
(※開催場所等については、別途県と協議すること。)
- ②講師の手配に関すること
(講演テーマや講師の選定、講演料、および、旅費等の支払い)
- ③当日配布資料の印刷等必要な事務

(4) 「3事業内容(1)～(3)」にかかる参加者等の募集、広報等

本事業の参加企業募集のため、以下の3点の各種広報媒体や方法を組み合わせるなどして、計画的かつ効果的な広報を行い、県内企業に広く周知を図ること。

A ホームページや SNS による広報等

B チラシの作成及び発送

C 商工会議所等商工団体に、会員企業への周知を依頼する。

なお、広報媒体には、別途運営する「「みえ」のインターンシップ情報サイト」への登録を働きかける PR 文を入れること。

(5) アンケートの実施

「3事業内容(1)～(3)」の事業実施後に、参加企業に対しアンケートを実施すること。

なお、その内容においては、「自社におけるインターンシップの実施の有無」と「実施した場合の回数と受入人数」を含むこととし、その他の内容と実施方法については、別途県と協議すること。

(6) 完了報告書の提出

本業務が完了した時は、業務の実績を取りまとめた事業報告書を、事業終了後翌日から起算して10日後、または契約期間満了日までのいずれか早い日までに、紙媒体で2部、データを入れた電子記憶媒体1部を県に提出すること。

特に以下の点について、県民からみてわかりやすい報告内容を記載すること。

- ①(5)で実施した参加企業アンケートの結果とその分析
- ②参加企業がインターンシップを実施するにあたって懸念される事柄や課題、効果、および、今後の改善点等
- ③「3事業内容(4)」において対応した件数と主な支援内容の一覧
(相談や添削した内容等)
- ④その他、今後の事業実施にあたって参考となる情報

5 委託費

- (1) 委託費は、委託業務が完了し、履行確認が行われた後に支払うものとする。
ただし、本業務を実施するにあたり、県が必要があると認める場合は、契約金額の7割以内を契約締結後に支払うことができるものとし、残額を事業終了後支払うこととする。
- (2) 参加者に対する賃金、交通費等は、本事業費の経費の対象としない。

6 受託上の留意点

- (1) 県は、必要に応じ、受託者を訪問等することにより状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとする。
- (2) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに県に報告し、その指示に従うこと。
- (3) 本業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）及び成果物のうち委託者又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。
- (4) 業務の遂行において疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従うこと。
- (5) この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間の保存が必要である。
- (6) 本委託業務で取得した個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守し、県に帰属する。
- (7) 暴力団等排除措置要綱による契約の解除
県は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。
- (8) 障がいと理由とする差別の解消の推進
受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとする。
- (9) 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

① 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより、工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

② 県は、受託者が①イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

7 その他

契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と協議して実施するものとする。

別記

個人情報の取扱いに関する特記事項

注) 「甲」は実施機関を、「乙」は受託者をいう。

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

また乙は、個人番号を含む個人情報取扱事務を実施する場合には、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)等関係法令を遵守すること。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による事務に関して知ることができた個人情報を甲の承諾なしに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(責任体制の整備)

第3条 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者等の報告)

第4条 乙は、この契約による個人情報の取扱いの責任者(以下「個人情報保護責任者」という。))及び業務に従事する者(以下「作業従事者」という。))を定め、書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項の個人情報保護責任者及び作業従事者を変更する場合は、あらかじめ甲に報告しなければならない。

(作業場所等の特定)

第5条 乙は、個人情報を取り扱う場所(以下、「作業場所」という。))とその移送方法を定め、業務の着手前に書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、作業場所及び移送方法を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、甲の事務所内に作業場所を設置する場合は、個人情報保護責任者及び作業従事者に対して、身分証明書を常時携帯させ、名札等を着用させて業務に従事させなければならない。

(収集の制限)

第6条 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、事務の目的を明確にするとともに、事務の目的を達成するために必要な範

囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

- 2 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、甲が指示した場合を除き、本人から収集しなければならない。

(利用及び提供の制限)

- 第7条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(教育の実施)

- 第8条 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その事務に関して知ることができた個人情報を他に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないこと及び三重県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第13条、条例及び番号法に定める罰則規定並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項、その他この契約による業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修をしなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

- 第9条 乙は、この契約による事務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

- 2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者による個人情報の処理に関する結果について責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

- 第10条 乙は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

また、甲の承諾を得て乙が再委託する場合には、乙は、本条第2項から第6項の措置を講ずるものとし、再々委託を行う場合以降も同様とする。

- 2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合又は再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して前項の承諾を得なければならない。

一 再委託する業務の内容

二 再委託先

三 再委託の期間

四 再委託が必要な理由

五 再委託先に求める個人情報保護措置の内容

六 前号の個人情報保護措置の内容を遵守し、個人情報を適切に取り扱うという再委託先の誓約

七 再委託先の監督方法

八 その他甲が必要と認める事項

3 乙は、再委託を行ったときは遅滞なく再委託先における次の事項を記載した書面を甲に提出しなければならない。

一 再委託先

二 再委託する業務の内容

三 再委託の期間

四 再委託先の責任体制等

五 再委託先の個人情報の保護に関する事項の内容及び監督方法

六 その他甲が必要と認める事項

4 乙は、前項の内容を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

5 乙は、再委託を行った場合、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託先との契約内容にかかわらず、甲に対して、再委託先による個人情報の処理及びその結果について責任を負うものとする。

6 乙は、再委託を行った場合、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

(個人情報の適正管理)

第11条 乙は、この契約による事務を行うために利用する個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

一 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。

二 甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。

三 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。

四 甲から引き渡された個人情報を甲の指示又は承諾を得ることなく複製又は複写しないこと。

五 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。

六 個人情報を管理するための台帳を整備し、責任者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。

七 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他私用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わせないこと。

八 個人情報を利用する作業を行うパソコンに、個人情報の漏えいにつなが

ると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

(受渡し)

第 12 条 乙は、この契約において利用する個人情報の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所で行うものとし、個人情報の引渡しを受けた場合は、甲に受領書を提出しなければならない。

(個人情報の返還、廃棄又は消去)

第 13 条 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報について、事務完了後、甲の指示に基づいて個人情報を返還、廃棄又は消去しなければならない。

2 乙は、第 1 項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

3 乙は、パソコン等に記録された第 1 項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェアを使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

4 乙は、個人情報を廃棄又は消去したときは、廃棄又は消去を行った日、責任者名及び廃棄又は消去の内容を記録し、書面により甲に報告しなければならない。

5 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

(点検の実施)

第 14 条 乙は、甲から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、個人情報の取扱いに関する点検を実施し、直ちに甲に報告しなければならない。

(検査及び立入調査)

第 15 条 甲は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本特記事項に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先等に対して検査を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、作業場所を立入調査することができるものとし、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による事務の執行に関して必要な指示をすることができる。

(事故発生時の対応)

第 16 条 乙は、この契約による事務の処理に関して個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況

を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

- 2 乙は、甲と協議のうえ、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(契約の解除)

第 17 条 甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができる。

- 2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第 18 条 乙の故意又は過失を問わず、乙が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。